

第1回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 臨時議長の選出について |
| 日程第2 | 互選第1号 | 農業委員会会長の互選について |
| 日程第3 | 互選第2号 | 農業委員会会長職務代理者の互選について |
| 日程第4 | | 委員議席の指名について |
| 日程第5 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第6 | 協議案第1号 | 委員会の設置について |
| 日程第7 | 協議案第2号 | あっせん班及び現地調査班の設置について |
| 日程第8 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第9 | 議案第26号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

瀬尾局長	<p>それでは、只今から、第一回大樹町農業委員会総会を開催します。</p> <p>総会の開催に先立ちまして、黒川 大樹町長にご出席頂いておりますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、黒川町長お願い致します。</p>
黒川町長	(町長 挨拶)
瀬尾局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に本日が第二十五期の農業委員の皆様、初顔合わせになりますので、事務局職員を含め、自己紹介の場を設けさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>まず、事務局職員から紹介を申し上げます。</p>
瀬尾局長	(局長 自己紹介)
豊吉主幹	(主幹 自己紹介)
瀬尾局長	<p>続きまして、仮議席の順に農業委員の皆様の方から自己紹介をお願いしたいと思ひます。宜しくお願ひいたします</p>
各農業委員	(各農業委員 自己紹介)
瀬尾局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>二十五期農業委員、十四名の皆様から自己紹介を頂きました。</p>
瀬尾局長	<p>この先の進行につきまして、初総会の招集者である黒川町長が、臨時議長を決定するまでの間、仮の臨時議長を行うこととなっておりますので、この先の議事進行をお願いします。</p>
町長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第一、臨時議長の選出であります。大樹町農業委員会 会議規則第五条の規定では、会長が議長を務め、会長が決定されるまでの間は、最年長の委員が臨時の議長となり、議事を進行する旨、規定されております。</p> <p>これに基づきまして、出席委員のうち、最年長委員は仮議席一番・太田勝義委員でありますので、太田勝義委員を、臨時議長に指名したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、太田勝義委員を臨時議長に指名致します。</p>
臨時議長	<p>ただ今、臨時議長に指名されました太田勝義です。</p> <p>皆様方のご協力をいただきながら、会長が決定するまでの間、職を努めさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p>

	<p>それでは、ただ今より、お手元の総会議事日程に従い議事を進めます。</p> <p>ただ今の出席委員は、十四名であります。定足数に達しておりますので、只今から会議を開きます。</p> <p>日程第二、互選第一号、農業委員会会長の互選についての件を議題と致します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>本件は、大樹町農業委員会会長の互選をお願いするものであります。</p> <p>会長の互選については、委員による投票を行い、最多数を得たものを当選人とする方法と、指名推薦の方法による選出、又は、選考委員による選出がありますので、ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
臨時議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>会長の互選について、三通りの選出方法があります。どのような方法で互選するか、お伺いします。</p>
太田（福）委員	指名推薦で
臨時議長	<p>太田福司 委員から指名推薦との意見が出ましたが、ほかにご意見はありますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見なしと認めます。よって、会長の互選にあたっては、指名推薦による方法と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、会長の互選については指名推薦と決しました。それでは、どなたか会長の推薦をお願いいたします。</p>
太田（福）委員	穀内和夫委員を推薦します。
臨時議長	<p>太田福司委員から 穀内和夫委員の指名推薦がありました。ほかにご意見はありますか。</p> <p>(推薦人なし)</p> <p>推薦人なしと認めます。ただ今、指名推薦がありました。穀内和夫委員を大樹町農業委員会会長の当選人とすることに決したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>全員賛成により、大樹町農業委員会会長に、 穀内和夫委員を選出致します。</p> <p>ただ今の会長決定により、当選人に対する告知と致します。 新会長に就任された 穀内和夫委員、新任のあいさつを許します。</p>
穀内委員	(穀内委員 挨拶)
臨時議長	<p>ありがとうございました。皆様方のご協力により、臨時議長の職務を全うすることが出来ましたことを感謝申し上げます。これで議長を会長と交代いたします。ありがとうございました。</p>
瀬尾局長	<p>臨時議長におかれましては、大変お疲れ様でした。</p> <p>これからの議事進行は、穀内和夫会長に議長をお願いいたします。議長席に、ご着席願います。</p>
議長	<p>日程第三、互選第二号、農業委員会会長職務代理者の互選についての件を議題と致します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>本件につきましては、農業委員会会長職務代理者の互選をお願いするものであります。</p> <p>互選の方法については、会長の互選と同様、委員が投票を行い、最多数を得た委員を当選人とする場合と、指名推薦の方法による場合、又は、選考委員による選出の場合がありますので、ご協議いただきますよう、よろしく願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、3通りの選出方法があります。どのような選出方法で互選するか伺います。誰かご意見ありませんか。</p>
辻本委員	指名推薦の方法でお願いいたします。
議長	<p>辻本一夫委員から指名推薦との意見がありましたが、他にございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>意見なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選については指名推薦により行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会長職務代理者は、指名推薦による選出と決しました。 それでは、会長職務代理者の推薦をお願いいたします。</p>
辻本委員	<p>太田福司委員を推薦します。</p>
議長	<p>辻本一夫 委員から 太田福司委員の指名推薦がありました、ほかにございませんか。</p> <p>(他になし)</p> <p>推薦人なしと認めます。ただ今、指名推薦がありました、太田福司委員を農業委員会会長職務代理者の当選人とすることに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。全員賛成により、大樹町農業委員会会長職務代理者に、太田福司委員が選出されました。それでは、ただ今の会長職務代理者決定に基づき、当選人に対する告知と致します。 太田福司委員、新会長職務代理者として、あいさつを許します。</p>
太田 (福) 委員	<p>(太田福司委員 挨拶)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第4、委員議席の指定についてを議題と致します。 事務局より、説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>現在、皆様の席は、仮議席となっておりますので、議席の決定を行います。議席の指定は、大樹町農業委員会会議規則第九条により、抽選により決定するものと規定されております。</p> <p>委員の皆様には、ここで議席指定に係る抽選を行って、頂きます。また、慣例では、会長は最終番の14番、会長職務代理者は最終番の一つ前の13番を議席としておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>事務局からの説明のとおり、只今から、議席番号指定に係る抽選を行います。議席指定番号を引きましたら、議席番号を事務局にお伝え下さい。</p>
各農業委員	<p>(抽選)</p>

議長	<p>只今、抽選をして頂きました議席指定番号を、議席の指定と致します。それでは、議席順に座りなおしていただきます。</p>
各農業委員	<p>(議席の移動)</p>
議長	<p>日程第五、会議録署名委員の指名についての件を議題といたします。 会議録署名委員の指名については、大樹町農業委員会会議規則第十三条の規定に基づき、議長より指名致します。 なお、本日の総会は、農業委員の改選後、初の総会となりますので、慣例に従い、議席番号順とさせていただきます。 議席番号一番、三木隆志委員、議席番号二番、金曾浩文委員を指名致します。 。 日程第六、協議案第一号、委員会の設置についての件を議題と致します。事務局より説明を求めます。</p>
議長	<p>大樹町農業委員会規則第八条の規定により、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を設置し、委員会運営の推進を図りたく、今回ご提案を申し上げるところでございます。 また、委員会の定数につきましては、会長及び会長職務代理職を除くすべての委員が所属することを基本とし、協議案に記載の定数といたしましたのでよろしくお願いを申し上げます。 只今、事務局より説明のあったとおり、農業委員会委員活動の運営機構として、農業委員会規則第八条の規定により、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を構成し、今後の委員会活動を推進していきたいと考え、ご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を設置することに決定いたしました。 なお、各委員会構成につきましては、会長並びに会長職務代理者に、ご一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、委員会構成につきましては、会長及び会長職務代理者に一任することに決しました。 (協議) 協議が終了しましたので、事務局より委員会構成を報告致します。</p>

瀬尾局長	<p>協議致しました各委員会の委員構成を報告いたします。</p> <p>農地委員会委員は、牧田日出男委員、岩岡栄一委員、乙部 毅博委員、寺嶋誠一委員、水野敦委員、三木隆志委員。</p> <p>農政委員会委員は、金曾浩文委員、太田勝義委員、辻本一夫委員、竹内稔委員、金曾千春委員、鈴木敏文委員。</p> <p>広報委員会委員は、太田勝義委員、金曾千春委員、三木隆志委員。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告があったとおり決定いたします。</p> <p>なお、委員長及び副委員長の互選については、各委員会で決定をお願いします。</p>
各農業委員	(協議)
議長	<p>各委員会の委員長及び副委員長が決定致しましたので、各委員会より報告願います。農地委員会報告願います。</p>
三木委員	<p>只今、別室にて農地委員会の委員長に牧田日出男委員、副委員長に乙部毅博委員に決定しましたので、報告します。</p>
議長	<p>農政委員会報告願います。</p>
金曾（千）委員	<p>只今、別室にて農政委員会の委員長に金曾浩文委員、副委員長に竹内稔委員に決定しましたので、報告します。</p>
議長	<p>広報委員会報告願います。</p>
金曾（千）	<p>只今、別室にて広報委員会の委員長に太田勝義委員に決定しましたので、報告します。</p>
議長	<p>ただ今、各委員会より報告がありましたとおり、農地委員長には、牧田日出男委員、副委員長には、乙部毅博委員と、報告がありました。</p> <p>次に、農政委員長には、金曾浩文委員、副委員長には、竹内稔委員、広報委員長には、太田勝義委員と決定されました。</p> <p>日程第七、協議案第二号、あっせん班及び現地調査班の設置についての件を議題と致します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>大樹町農業委員会規則第七条の規定により、委員会運営にあたりまして、農地あっせん及び現況調査等に対応するため、班の設置を行いたく、今回ご提案申し上げます。</p> <p>班は三班、4名編成をご提案いたしますので、ご協議のほどよろしくお願</p>

	申し上げます。
議長	<p>只今事務局より説明のあったとおり、農業委員会規則第七条の規定に基づき、農地あっせん及び現況証明願い等に対応する農地あっせん班、又は、現地調査班として、全体を三班体制とし4名編成にて、設置運営を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、あっせん班及び現地調査班の設置を決定し、編成を、三班4名編成とすることに決しました。</p> <p>また、班の構成委員につきましては、会長及び会長職務代理者に一任させていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、班の構成委員は、会長及び会長職務代理者に一任することに決しました。</p> <p>(協議)</p> <p>班編成が決定致しましたので、事務局より報告致します。</p>
瀬尾局長	<p>班編成については、会長及び会長職務代理者を除く、委員で編成することと致しました。それでは報告致します。</p> <p>第一班、岩岡栄一委員、竹内稔委員、寺嶋誠一委員、金曾千春委員。</p> <p>第二班、辻本一夫委員、牧田日出男委員、水野敦委員、三木隆志委員。</p> <p>第三班、乙部毅博委員、太田勝義委員、金曾浩文委員、鈴木敏文委員。</p> <p>以上のように決定致しました。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から報告があったとおりの班編成と致しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、班長については、各班で協議していただきたいと思ひます。</p>
各農業委員	(協議)
議長	各班より、班長の報告をお願いいたします。
金曾(千)委員	只今、別室にて1班で、班長について協議の結果、班長に岩岡栄一委員に、決定しましたので報告します。

三木委員	<p>只今、別室にて2班で、班長について協議の結果、班長に辻本一夫委員に、決定しましたので報告します。</p>
鈴木委員	<p>只今、別室にて3班で、班長について協議の結果、班長に乙部毅博委員に、決定しましたので報告します。</p>
議長	<p>ただ今、報告がありましたとおり、第一班・班長、岩岡栄一委員・第二班・班長、辻本一夫委員、第三班・班長、乙部毅博委員 以上のように決定いたしました。 日程第八、農業委員会、業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、6月29日開催の第35回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、7月10日、第25期 大樹町農業委員会委員事前打合せ会議が開催され、委員14名全員が出席しております。</p> <p>14日、第1班 金曾 班長以下委員4名で、現地調査を行っております。案件は、■■地区での砂利採取の農地転用です。転用申請のあった1件につきましては、この後、農地法第5条で、議案としてご審議いただきます。</p> <p>18日、大樹町ゆとり農業推進協議会と大樹町議会経済常任委員会合同の農作物生育状況巡回調査が行われ、会長が出席しております。</p> <p>次に2の農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。今月の報告は5件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、2法人から、報告書の提出を受けていない状況となっております。この2法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるようを引き続き説明して参ります。</p> <p>次に3の農地法第3条の3の規定による受理通知について1件でございます。番号1番、■■地区の、■■■■ 氏が字■■■■番1ほか8筆、■■■ ■■■ m²の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4のその他で7月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第九、議案第26号、農地法第5条の規定による許について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第26号農地法第5条の規定による許可についての提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p>

	<p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第5条の規定による許可については1件でございます。</p> <p>内容は砂利採取のため、一時転用となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、砂利採取に伴う、一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■■の1の2 他1筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は■■,■■■㎡のうち■■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■ ■■■■■、転用の時期につきましては令和5年9月1日から令和6年8月31日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、7月14日に、第1班 ■■班長 他3名の委員により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。第1班・班長、■■ ■■ 委員から報告願います。</p>
■■ 委員	<p>本案件は、砂利採取のために農地を一時転用するものです。現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第26号、農地法第5条の規定による許可について申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第27号、旧農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第27号旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。 。今回ご審議頂きます申請は1件でございます内訳は、賃貸借の、更新が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号一番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。 申請番号1番は賃貸借の案件となります。申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他26筆であります。 登記簿・現況地目は畑、牧場、その他、農振は農用地と農用地区域外であり、面積は、■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。 貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■■ ■■■■■■■■■■</p>

	<p>、経営面積は■■■,■■■㎡であります。賃借料は、年額■■■■円、10a当り■■■■円、期間は、令和5年8月1日から令和15年7月31日の10年間であります。</p> <p>申請番号1番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号一番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第27号、旧農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号一番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
瀬尾局長	<p>次回の第2回総会につきましては、八月二十九日、火曜日、を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第一回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年7月20日

会 長

委 員(1 番)

委 員(2 番)